

## 令和7年国勢調査における調査員の推薦について(依頼)

本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、国勢調査の重要性をご理解いただき、各自治会・町内会から、次のとおり調査員のご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 調査員の人数

自治会・町内会に依頼させていただく調査員数は、次のとおりを予定しています。調査員の方には原則2調査区をご担当いただきます。

#### 【地区ごとの内訳】

地区名	調査区数	調査員数	地区名	調査区数	調査員数
第一地区	153	82人	第4地区	126	68人
第2地区	102	56人	第五地区	207	109人
第3地区	169	82人	第六地区	236	126人

\*複数の自治会・町内会にまたがる調査区については、世帯数等を考慮して割り振っています。

\*みなとみらい地区については、地区全体の依頼人数は27人を予定しています。

### 2 調査員の推薦方法

2月下旬、各自治会・町内会長様に、別添「令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い」をお送りしますので、各自治会・町内会からのご推薦をお願いします。

### 3 調査員の推薦にあたっての要件

ご推薦にあたりましては、次の事項についてご配慮くださいますようお願いいたします。

- (1) 責任を持ってご自身で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として、20歳以上の方(令和7年9月1日)
- (3) 調査事項の秘密を守ることのできる方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員でない方及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

### 4 調査書類の配布方法について

- ・ 対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

- ・ 前回（令和2年）の国勢調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、今回の調査では、対面による調査書類の配布を原則とするよう、総務省から示されています。

#### 参考：平成27年以前の調査方法

不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

### 5 調査員の主なスケジュール（予定）

- (1) 9月4日～9月9日 調査員説明会への出席（区役所から指定された日）
- (2) 説明会～9月19日 調査区域の世帯の居住状況確認
- (3) 9月20日～9月30日 調査票及びインターネット回答用IDの配布
- (4) 10月1日～10月3日 『回答確認リーフレット』の配布
- (5) 10月1日～10月8日 調査票の回収（回収の約束をした世帯があった場合）
- (6) 10月17日～10月27日 関係書類の提出（区役所から指定された日）  
調査票未提出世帯への提出依頼

### 6 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

### 7 調査員の報酬

- ・ 1調査区（約50世帯）で42,000円程度（前回実績）
- ・ 2調査区（約100世帯）で78,000円程度（前回実績）

※実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

### 8 調査員の推薦時期

令和7年4月25日（金）までに、各自治会・町内会長様から直接区役所あてに推薦書類の提出をお願いします。

### 9 添付資料（各自治会・町内会送付資料）

- (1) 調査員推薦のお願い（自治会・町内会長あて）
- (2) 調査員就任のお願い（自治会・町内会長から調査員就任者あて）
- (3) 調査員就任承諾書
- (4) 調査員推薦名簿

問合せ 西区役所総務課統計選挙係  
電話：320-8316  
FAX：322-9847

〇〇自治会・町内会 会長 様

## 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

### 1 推薦依頼数

- ・調査区数 \_\_\_\_\_ 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
- ・調査員数 \_\_\_\_\_ 人（うち2調査区分を御担当いただく調査員数 \_\_\_\_\_ 人）

**※ 調査員の方には原則2調査区分を御担当いただくようお願いいたします。**

### 2 推薦方法

別紙【調査員推薦の流れ】を参照のうえ、御推薦をお願いいたします。

### 3 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、「**国勢調査 調査員就任承諾書**」と「**調査員推薦名簿**」を**4月25日（金）**までに御提出ください。

### 4 留意事項

御推薦にあたりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方、
- (2) 原則として20歳以上の方（令和7年9月1日）
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方、
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

### 5 調査員報酬

- ・1調査区（約50世帯）で42,000円程度（前回実績）
- ・2調査区（約100世帯）で78,000円程度（前回実績）

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

### 5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

#### 参考：調査書類の配布方法について

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法にすることが総務省から示されています。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

# 国勢調査 調査員推薦の流れ

## 調査員数 調査区域 の確認

- ・「調査員推薦名簿」に貴自治会・町内会へ依頼する調査区番号が記載されています。
- ・地図も併せてご確認の上、推薦人数を確認してください。
- ・1人あたりの担当調査区数は、1～2調査区です。
- ・※2つの調査区をカッコでくくっている調査区は、1人で2調査区を担当

## 調査員 就任依頼

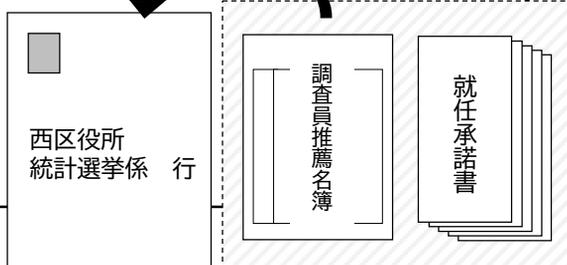
- ・就任予定の調査員に①～③の資料をお渡しいただき、スケジュール等を説明の上、就任承諾書(写真貼付)の提出を依頼してください。
- ・①令和7年国勢調査 調査員の就任のお願い
- ・②令和7年国勢調査 調査員就任承諾書
- ・③承諾書提出用の封筒(切手なし)

## 就任承諾書 の受領

- ・決定した調査員から、「提出用封筒」に入った就任承諾書を受け取ってください。
- ・封筒に封がされている場合は、開けないでください。
- ・「調査員推薦名簿」に、調査員の氏名を記載してください。

## 推薦名簿 就任承諾書を 区役所に郵送

- ・①②を区役所に郵送してください。
- ・①調査員推薦名簿
- ・②受け取った就任承諾書
- ・締切:4/25(金)



- Q 1人で1調査区の場合と2調査区の場合があるのはなぜか。  
A 調査区数や調査区の位置、世帯数等を考慮して、調査区を組み合わせています。
- Q 調査区の組合せを変更したい。  
A 可能です。区役所へご相談ください。
- Q 別の自治会・町内会の世帯や、未加入世帯も調査区に含まれている。  
A 複数の自治会・町内会にまたがる調査区については、世帯数等を考慮して調査区を割り振っています。また、未加入世帯も含め、担当調査区域内全ての世帯を担当していただきます。ご了承くださいませようお願いいたします。
- Q 承諾書提出用封筒のうち、1部にしか切手が貼られていない。  
A 切手は「取りまとめた書類を区役所に提出するための封筒」にのみ貼っています。各調査員の承諾書については、切手なしの封筒に入った状態で受け取ってください。
- Q 調査員説明会は、いつどこで行うのか。  
A 後日、調査員にご案内を送付します。  
会場は、区役所、西地区センター、藤棚地区センターを予定しています。

# 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

## 《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- ① 9月上旬頃 調査員事務説明会への出席 ※日程は区役所から指定させていただきます
- ② 説明会后～9月19日(金) 調査区域の世帯の居住状況確認
- ③ 9月20日(土)～30日(火) 調査票及びインターネット回答用IDの配布
- ④ 10月1日(水)～3日(金) 『回答確認リーフレット』の配布
- ⑤ 10月1日(水)～8日(水) 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ
- ⑥ 10月中旬～下旬 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促  
※提出日は区役所から指定させていただきます

## 《調査票及びインターネット回答用IDの配布について》

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法にすることが総務省から示されています。

※平成27年以前の調査方法 不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

## 《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ① 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ② 原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- ③ 調査事項の秘密を守ることのできる方
- ④ 選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤ 暴力団員でない方及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 西区役所総務課統計選挙係 電話 320-8316

# 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 ( 回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかわる業務以外の目的には使用しません

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

- 写真は6か月以内に撮影した
  - ・無帽
  - ・正面向き
  - ・胸部以上のもので
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

## <国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

## <横浜市職員(再任用職員及び会計年度任用職員を含む)として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

### <調査員の就任要件>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方(令和7年9月1日時点)、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方



# はじまります! 国勢調査

インターネット回答で  
かんたん便利に!



調査期日

2025年  
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



# 国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



# 令和7年10月1日に 国勢調査を実施します

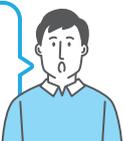
国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。  
国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、  
日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。  
令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

## 国勢調査ってどんな調査？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

＼ 単身世帯の方も！ /

すべての人と  
世帯が  
対象なんだ！



一人暮らしの  
大学生も  
対象なんだ！



新生児も  
対象なんだ！



日本に住む  
外国人も  
対象なんだ！



＼ 日本に住む外国人の方も！ /

## 結果は何に使われるの？

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも  
利用されているのね。



少子高齢社会の実態も  
わかるのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、  
正確なデータが必要なんです！



新しくコンビニをつくる時にも、  
データを活用しています！



## どうやって回答するの？

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は  
調査員に提出する方法により回答を行います。  
※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで  
かんたん！



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索

